

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷一十三第

行發日一月一十年五和昭

論叢

遊興税の若干問題 法學博士 神戸 正雄
日本の家族制度と民法 文學博士 三浦 周行

說苑

勢力と經濟 文學博士 高田 保馬

徳川時代の工業と商業資本 經濟學士 菅野和太郎

米の卸賣相場と小賣相場との關係 經濟學士 谷口 吉彦

世界商品價格の決定 經濟學博士 作田 莊一

獨逸舊税制の崩壊と財政調整法 經濟學士 中川與之助

歸屬理論の一考察 經濟學士 柴田 敬

雜錄

元祿時代歸農武士の家計 經濟學博士 黒正 巖

統計拾穗抄 法學博士 財部 靜治

正司考祺の專賣反對論 經濟學士 堀江 保藏

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

獨逸舊稅制の崩壊と財政調整法(下)

中川與之助

第三段 財政調整法(F・A・G)

(一) エルツベルガー(Erzbberger)の稅制改革 戰前に於ける間接稅主義の崩壊したること並に分擔金制度の弊害の大なりしことは即ち述べたる如くなるが、これらの帝國財政にとりての潜在的弱點は戰後獨逸が戰に敗れて内外に對する巨額の經費を要するに至つて顯著になり、帝國革命を機として兎も角數十年間帝國財政を支持し來れる分擔金制度を廢し(新憲法參照)且つ帝國と各邦市町村間の稅源配分關係を根本的に建直すに至つた。この財政上の大改革は戰時戰後を通じて著しく變化せる帝國と各邦との經費の割合に收入を吻合せしめんとする收入政策上の必要によるは言ふ迄もないが又他面、經濟政策・社會政策・租稅政策上舊來の稅制を統一し改革すべき必要に迫られてゐたことも見遁してはならぬ。さて舊來の稅制の根本改革は先づエルツベルガーによりて着手せられた。これより先、戰爭は終熄したりと雖も公債費・戰時犠牲者への給付等のために莫大なる經費を要する所から一九一九年六月には藏相デルンブルヒ(Dernburg)によりて増稅案が提出せられ、土地所有移轉稅・相續稅・煙草稅・骨牌稅・砂糖稅・點火用品稅・戰時利得稅・戰時財

産税を引上げしが未だ以て足らず、同年七月藏相エルツベルガーは第二次の増稅案として取引税帝國緊急犠牲稅等を引上げしも遂に又不足をつぐるに至つて大規模の租稅改革案を出した¹⁾。氏の稅制改革に關聯して公布せる法規は二三に止らぬが、(註二)一九二〇年の州稅法 (Landesteuergesetz) は所謂「財政調整法」の礎石となれるものにして新獨逸財政にとりて最も重要な法律である。

(註二) 一九一九、七、二一關稅を金で支拂ふに就ての法律。一九一九、九、一〇帝國財務行政法。一九一九、九、一〇、一九一九年度の爲の非常戰時稅法。一九一九、九、一〇、財產擲價稅法。一九一九、九、一〇、點燈用品並に骨牌稅法。一九一九、九、一二煙草稅法。一九一九、一〇、一二、土地獲得稅法。一九一九、一二、一三、帝國公課法。一九一九、一二、二四、取引稅法。一九一九、一二、三一、帝國緊急犠牲稅法。一九二〇、一、三、租稅猶豫法。一九二〇、三、二、九所得稅法、一九二〇、三、二九、資本收益稅法、一九二〇、三、三〇、州稅法。

(二) 財政調整法とその綱領 エルツベルガーは議會に於て「州稅法」案を説明するに際し、稅制編成の問題は各財政の出入を吻合せしむること、課稅並に徵稅技術の改善及び國・邦・市町村に租稅收入を分配するの三なりとして先づ改革の目標を示し、進んで戰前戰後に於て帝國と各邦との財政需要の變遷を説き、戰前までは全租稅收入の約四〇%を帝國に、六〇%を地方國體が占めてゐたが平和締結後は恐らく全租稅收分の五分の一にも及ばねばならぬであらうといふ基礎的事實をあげ、翻つて「國が少數の租稅を所有してゐた事と此少數の租稅すら國が獨立的に管理して居なかつたことは舊體系の一缺點であり」、又、課稅の問題に就て斷へず國と邦とが論争を惹起したことが獨逸國家の統一に於ける重大なる障害であつたことを指摘し、此際これらの問題を解決せん

1) 小川博士 前掲論文戰時戰後に於ける獨逸稅制の變革を論ず參照

2) H. Mirbt. Grundriss des Steuerrechts s. 32-3

3) 原文は手に入らざりしため大藏省調査月報第十卷第二號に載されし「獨逸藏相の議會演說」に據れり

には従來の如く徵稅權の分裂せるを取除きて課稅權を統一し且つ直接稅を國に委讓して以て國の租稅的基礎と確立せねばならぬ。實に新憲法と稅制の統一こそ獨逸國民を鞏固なる統一に締括る『括弧』であるといつた。かくてこの地方稅法には種々の規定を含むも、その骨子とする所は「凡ての租稅は國の利益が之を決定すべし」といふ根本原則の下に中央・地方各團體の租稅限界を明にし且つ各財政をしてその必要とする收入をえせしめんとしたことにある。

さて一九二〇年三月の「地方稅法」はその後一九二三年六月に改正せられて「財政調整法」となり更に一九二四年二月の「第三租稅緊急法」(III. Steuernotverordnung)の第五章によりて、及び一九二五年八月の「國・州・市町村相互の課稅權に就ての法律」(Gesetz über die gegenseitigen Besteuerungsrechte des Reich, der Länder und der Gemeinden)一九二七年四月の「財政調整法の經過規定法」(Gesetz zur Übergangregelung des Finanzausgleichsgesetzes)等によりて改正を加へられてゐるが、根本法規は殆ど變更なく唯租稅收入の配分に關する部分が動搖してゐるにすぎぬ。(註)以下、「地方稅法」によつてその綱領をのべる。

(註)「地方稅法」は二章六十四條よりなる。第一章は「州稅と市町村稅」、第二章は「帝國稅收入の州市町村への配分」で更に之を一般規定・所得稅・相續稅・土地獲得稅・取引稅及び配分手續・經過及終局規定に分つてゐる。一九二三年の「財政調整法」も殆どその構成を同じくし配分稅に新に車稅・競馬稅を加へし程度の變更であり、一九二六年の財政調整法の改正では配分稅の中、相續稅を除き、其他、所得稅・土地獲得稅・車稅の配分に變更を加へ配分手續にも若干の改正をしてゐる程度で根本原則を掲げてゐる「州・稅・市町村稅」の條章には殆ど變更が行はれてゐない。

抑もこの「地方稅法」は後に「財政調整法」と改められし如く名は「地方稅法」と雖も實は國・州・市

4) Finanzarchiv. Jahrg. 37, 1920. S. 289-299 „Deutsches Landessteuergesetzes”
がのせられてゐる。

町村等所謂租稅權者の財政關係を悉く規定せる最初の法律なのである。同法が如何に租稅權關係を規定せるかは同法第一章「州稅と市町村稅」の十五條に之を收む。左に最も重要なるものを掲げやう。

第一條 州及市町村(市町村組合)ハ帝國憲法並ニソレニ基イテ公布セラレタル帝國法規ニ矛盾セザル限り州法ニヨリテ租稅ヲ徵收シウル

第二條 帝國ノタメノ租稅要求ハ他ニ帝國法規ノ規定アラザル限り帝國稅ト同種ノ州・市町村(市町村組合)稅ノ徵收ヲ拒斥スル

州並ニ市町村(市町村組合)ノ帝國稅ニ對スル附加稅ハ唯帝國法規ノ許容ニヨリテノミ徵收シウル

第三條 帝國ノ稅收入ヲ害スルガ如キ州・市町村稅ハ帝國財政ノ優越セル利益ト矛盾スル場合ハ之ヲ課徵スベキニ非ズ

第四條 第三條ノ規定ニ反スルガ如キ州及市町村(市町村組合)ノ租稅規定ハ須ク之ヲ廢スルカ若クハ帝國財政上ノ利益ト矛盾セザル様之ヲ變更スルヲ要ス

第五條 市町村(市町村組合)ノ新シキ稅法ハ當該州官廳カラ帝國大藏大臣又ハソノ委任ヲ受ケタル帝國官廳ニ之ヲ報告スベク、大藏大臣又ハソノ委任ヲ受ケタル官廳ハ若シソノ規定ガ帝國法規ト一致セズ若ハ帝國稅收入ヲ害シ或ハ帝國財政ノ優越的利益ト矛盾スルガ如キ場合ニハ一箇月内ニ抗議ヲ申込ミウルモノトス

第八條 州ハ(a)土地財産(b)營業ノ租稅ヲ徵收シウル

(a)コレラノ租稅ハ價格・收益・及ビ土地・營業ノ收益能力若ハ範圍ヲ標準トシテ賦課シウル

州ハ市町村(市町村組合)ニ收益稅ヲ全部若ハ一部委讓シウル

第九條 收益稅ノ構成ニアタリテハ所得稅ノ如ク納稅者ノ人的給付能力ヲ顧慮スルガ如キ課稅方法ヲ基礎トスベキニ非ズ

第十二條 市町村ハソガ屬スル市町村組合若ハ州ガ課徵セザル限り享樂稅ヲ設定スルノ義務ヲ有ス

第十四條 州ハ州稅市町村稅ノ課徵ニ關スル規定ヲ帝國公課法ト一致セシムル様考慮スベシ

以上の規定に據りて先づ注意すべきは第一帝國と州・市町村間の租稅權の限界を定めたることである。即ち第一條に於て州稅課徵權の範圍を一般的に規定し第二條では地方の國稅附加稅の賦

課權を第八條では州税としての地租營業税を指定し第十二條では享樂税の配分を規定してゐる。第二に顯著なることは帝國税の優越的地位を謳つたる點、換言すれば強大なる中央の課税權を認めたること之である。帝國税法と矛盾するが如き地方税法と許さざる第一條をはじめ、帝國税と同種の地方税を拒斥する第二條、帝國税收入本位を高調せる第三條、帝國財政の利害と相容れざる地方税の改廢を要求する第四條、收益税を所得税と似せて構成すべからざるを説く第九條、地方税徴收を國税徴收法と一致せしむるを要求する第十四條等何れも中央集權的税制の表現ならざるはない。翻つて同法第二章「帝國税收入の州市町村への配分」に關する條規をみやう。

第二章の規定も第一章と同様に獨逸財政にとりての最も大なる歴史的變革を展開してゐる。即ち傳統的に不可侵とせられたる直接税領域に公然と侵入して所得税・相續税・土地獲得税・取引税を帝國税となし之が收入を地方團體に配分することとした。この所謂配分税 (Beteiligungsteuer) 或は讓與税の多くなれること即ち讓與金制度の擴充せられたることが今次の財政調整の一大特色をなすものである⁵⁾。配分税の税種としてはその後相續税が除かれ車税・競馬税が加つて居りその又税收入の配分率 (Beteiligungsqoten) は各税によりて異り又同一の税に於ても斷えず動搖してゐるから(註)今一一の叙述を避けるが、茲に最も注意せらるべきは所謂 Überweisungssystem の本質が變化せることである。元來この制度の起れる當初に於ては補助金 (Dotationen) の性質を有つてゐたのであるが、今日財政調整法に行はるる überweisungen は最早補助金的の性質を失つて「税源の共同經濟」(gemeinsame Bewirtschaftung) に基く共同收入の分配形式であるといふ様に變

5)、6)、7)、8) Gerloff: Das Staatshaushalt und das Finanzsystem Deutschlands (a. a. S. 358)

化した⁶⁾。従つてその収入の配分率は地方資力の如何といふよりも「場所的租稅力」(örtliche Steuerkraft)或は稅收入の「場所的分布」(örtliche Radizierung)に應じて公平を期せんとしてゐる⁷⁾。尤もかかる意味の讓與金制度は既に一九〇六年の相續稅の讓與に於て創められてゐたのであるが、總ての讓與金に亘つての性質の變革は財政調整法に至つて現はれたのであり兎に角今やこの讓與金制度は獨逸新財政制度の核心をなしてゐる。

(註)例へば所得稅會社稅の配分率は一九二〇年には帝國三三%三分の一、州六六%三分の二、一九二三年には帝國七五%州二五%、第三租稅緊急法では帝國一〇%州九〇%その後一九二五・二六、二七年に改められてゐるが何れも暫定的の規定である。取引稅の配分率は一九二〇年帝國八五%州一〇%市町村五%、一九二三年帝國七五%州、市町村二五%、一九二六年には帝國七五%州三〇%となつた⁹⁾。

(三)獨逸の新租稅體系 之を明にするために讓與稅・附加稅及び固有稅・共有稅の概念に就て一言するを要す。讓與稅とはその稅收入の全部又は一部を他の團體に讓與するもの、附加稅とは本稅の稅率に附加して課せらるゝ副次的租稅、固有稅とは當該稅源がある團體に獨占せられて他の共用を許さぬもの、共有稅とはある稅源が二つ以上の團體に共用せらるゝものをいふ。先づ(い)配分稅の體系をみるに、帝國稅としての所得稅・會社稅・取引稅・土地獲得稅・車稅・競馬稅は讓與稅である、之に二種類ある。租稅收入の一部を讓與するもの(所得稅・會社稅・取稅)と全額但し徵稅費は控除してを讓與するもの(土地獲得稅・車稅・競馬稅)とに分れる。前者を混合的讓與稅 (gemischte Überweisungsabgabe) 後者を純粹讓與稅 (Reine Überweisungsabgabe) と¹⁰⁾いふ。混合的讓與ては稅收入の配分は國と州市町村の三者に分たる。州稅としては地租・家屋稅・營業稅の外、州法

9) Pape und Kappe: Finanzausgleich. 1927 S. 16—17.
10) A. Siebert 前掲論文參照

によりて設定する州税を讓與税となしうる。市町村税にして上級團體にその收入を配分するの規定はない。(ろ)附加税の體系をみるに、州・市町村は法律の定むる範圍に於て帝國税の附加税を設定しうるが州税に對する市町村附加税に就ては特段なる規定をみぬ。姑く後の研究に讓る。一般に配分税の規定に比して、附加税の規定は極めて少い。これ新税制が附加税制度をすてて讓與金制度を採れる當然の結果である。(は)次に固有税は帝國税にせよ州税にせよ之に附加税を附設せらるゝ場合それは最早共有税の範疇に入ることとなるのであるが、之に附加税を附せざるものとして叙述すれば先づ帝國税には、資本收益税・財産税・財産増加税・相續税・資本係通税・取引所税・保険税・手形税・運搬税等所有税交通税體系に屬するものゝ外、關稅及び約十三種の消費税がある。州固有税としては地租・家屋札・營業税・土地増價税等があるが之を讓與税にすれば最早共有税である。その他帝國法と抵觸せざる限り州法によりて州税を設定しうるは財政調整法の既に規定する所である。市町村固有税としては享樂税(州の課徴せざる場合)の外、ビール・シャンペン等の飲料税を設定しうる。(に)共有税としては讓與税・附加税に就て述べたる所を總括すれば足るが故に再び之を繰返さぬ。

今試みに國・州・支町村の租税體系を表に示せば次の如し(一)を附したるは讓與税)

國 税	
所有並流通税	所得税・會社税・資本收益税・財産税・財産増價税・相續税・取引税・土地獲得税・資本流通税・取引所税・車税・保險税・競馬税・手形税・運搬税その他
關稅・消費税	關稅・煙草税・砂糖税・ビール税・酒精專賣・醋酸税・酒税・三鞭酒税・鹽稅・燃料税・點燈用品税・骨牌税・統計手数料・甘味材料税

州 稅

國稅讓與稅——所得稅・會社稅・取引稅・土地獲得稅・車稅・競馬稅
固有稅——地租・家屋稅・營業稅その他
國稅附加稅——設定しうる

國稅讓與稅——所得稅・會社稅・取引稅・土地獲得稅
州稅讓與稅——州法によりて定む

市町村稅

國稅附加稅
州稅附加稅(?)

固有稅——享樂稅(州稅のなき場合)飲料稅その他

(四) 財政調整法の問題

以上、財政調整法を中心として述べ來つた今次の獨逸稅制の改革は之

を要括すれど、ポーピッツも指摘する如く重要な特色は三つある⁸⁾。帝國の財政需要の優越従つて又帝國財政權の優越性を明にしたるはその一、各地方の行政稅制を全國的に統一せるはその二、大なる稅源は之を國に合一し州・市町村の租稅權を制限したることはその三であるしかもその三點も要するに強度の中央集權制といふことに外ならぬのである。分擔金制度の廢止・直接稅領域への侵入、更には帝國稅と同種の地方稅を禁止したること、稅務行政の統一等何れも帝國本位の制度ならぬはない。久しく聯邦的性質に禍されて斷行しえなかつた財政稅制の統一事業を敢行したる勇氣と理知とは推稱に値するであらうが、而も未だ以て獨逸の財政調整問題は解決せりとなし難い。何故か？、國家本位の改革に急なりしたため地方稅源を壓縮して地方財政上の調整を失はしめしことはその一、租稅立法行政上の強度なる統一は複雑なる地方的事情と相容れざるものあることその二、讓與金制度を擴充したることは地方を國家の寄宿人の地位に等しからしむる

8) Popitz: Finanzausgleich (a. a. O. S. 1028-1032.)

ものであり自治活動を阻害する事はその三、讓與金の配分率に於て公平至當なる規準をうる事は難く勢ひ恣意に流れ、ために讓與金債權者間の鬭争を斷たざること等之である。讓與金制度は今次の改革の核心をなすものであるが讓與金制度選ぶべきか附加税制度採るべきかに就ても多くの問題がある。獨逸財政制度の前途決して平坦なりとなし難いであらう。

結 言

吾人は獨逸帝國建設以來の財政調整問題の發展を叙述して戦後の財政革命に及び「財政調整法」を中心として再建せられた獨逸財政の構成を窺つた。もとより總ての問題を詳論したのではないが財政調整問題に關する限り重要な問題に一通り觸れたかと思ふ。さてこの叙述を終るに當り特に吾人の印象を深くする二三の點をあげんに第一は獨逸の財政立法並に行政に於ける中央集權的色彩の次第に濃厚となれることである。即ち各邦の有せし歴史的權限は次第に帝國の爲に局限せられて今や各邦は高度の中央統制に服するに至りて各邦の主權は昔日と異り、人をして聯邦國家の本質を失つて單一國家に變せしに非るかを疑はしむ。而してかくの如き中央統制も戦争の齎らせる結果であることは財政史上注意すべき事である。第二は分擔金・補助金・讓與金等所謂依頼收入に伴ふ危険と弊害の大なることである。即ち依頼收入は之をうくるものをして財政上の獨立と弾力性を失はしめ、之を給付すべきものをして斷へざる不安と動搖に導く。獨逸の舊分擔金制度はこの弊をよく教へた。立場を更へて新しき讓與金制度にも亦この弊があらはれつゝあ

る。中央・地方財政に於ける分離制度と交錯制度の組織體系は一國財政制度の重要な問題であるといはねばならぬ。第三は間接税が退歩して直接税の展開せることである。間接税は理論上には給付能力に適せざるの缺點があり且つその収入は平時に於ては可なり大なる割合を占めたるも一朝有事の際には到底巨大なる経費を支辨する能はず、これに間接税は下層階級の負擔なりとの社會的思想の支配する現代に於て到底大なる期待をかけるをえない。かの直接税も勿論その収入に限度あれども永く且つ大なる負擔に耐へうる點に於ては間接税の比でなく且つ又新時代の社會的要求とも相合する。獨逸が戦後間接税主義をすて、公然と直接税體系を整へたのは當然である。エルツベルガーがかの地方税法案の説明に於て所有權の社會的基礎を高調し「所有は正に總體の利益になる様に行はる」べく「私有財産は正當の根據を有してゐるが社會的利害に依つて限界を見出す」を忘るべからず、「人民全體の利益が個人の利益に先立つ」、そこに現代の社會化運動の最も深き精神があり、それこそ税制改革の基調とならねばならぬといつたことは注意せらるべき言葉であらう。兎に角、將來に於ける所得・財産の重課は獨逸に於ても免れ難き傾向であらう。之を六十年前ビスマークが間接税主義を提げて帝國財政を建設したる當時に比すれば社會事象の大なる推移に驚かざるをえぬ。知らず今後六十年にして獨逸財政が何處へ往くかを。(五・八・五)